

論文審査の要旨

|  |                |                |       |
|--|----------------|----------------|-------|
| 博士の専攻分野の名称   | 博 士 （ 教育学 ）    | 氏名             | 三 上 亮 |
| 学位授与の要件  | 学位規則第4条第1・2項該当 |                |       |
| 論 文 題 目<br>資格制度形成過程から見える理学療法士の専門職性<br>—イシュー・エリア・アプローチと「政策の窓」モデルを用いて—   |                |                |       |
| 論文審査担当者  |                |                |       |
| 主 査  | 教 授            | 藤 村 正 司        |       |
| 審査委員   | 教 授            | 大 膳 司          |       |
| 審査委員   | 教 授            | 黄 福 涛          |       |
| 審査委員   | 准教授            | 大 場 淳          |       |
| 審査委員   | 准教授            | 村 澤 昌 崇        |       |
| 審査委員   | 准教授            | 佐 藤 万 知 (京都大学) |       |
| 〔論文審査の要旨〕  |                |                |       |
| <p>本論文の目的は、理学療法士の専門職像が、他の保健医療職種との重複などもあり明確ではないことに対し、職業資格制度を規定する理学療法士及び作業療法士法（PTOT法）の形成過程に着目し、その過程においてどのようなアクターが関わり、どのような議論があったのかを、イシュー・エリア・アプローチ及び「政策の窓」モデルを用いて分析し、考察することである。</p> <p>論文の構成は、以下の通りである。まず第1章では、背景として、超高齢化社会における医療のあり方については、医療の現場を病院から地域に転換し、さまざまな保健医療職種が連携する体制を整えることが求められる中で、それぞれの専門職性を明確にする必要がある現状について述べられている。その中で、養成校数が急速に拡大している理学療法士については、資格としては単一だが大学、専門学校、短期大学など養成ルートが複数存在し、理学療法士の質にばらつきがあるという課題を生み出していることが議論されている。</p> <p>続く第2章では、前章で示した課題を社会学における専門職論の枠組みで捉え、資格制度（PTOT法）の形成過程に着目することが説明されている。その上で、分析の枠組みとして「政策の窓」モデルを検証し、イシュー・エリア・アプローチによりアジェンダを整理した上でモデルを用いる二段階の研究枠組みを示している。第3章では、日本の他の保健医療職種の資格制度と専門職化を比較し、それぞれの職種が管轄権を明らかにすることを通じて専門職としての独自性を獲得している構造を示している。これに対し、理学療法士は、他の職種と重複する業務内容、すなわち管轄権が明確ではないことを示し、PTOT法に着目することの妥当性を論じている。</p> <p>第4章では、公文書进行分析し、PTOT法の目的、業務内容、受験資格要件の4点において、原案と現行法の違いがあることを明らかにしている。第5章では、理学的療法の管轄権をめぐるイシュー・エリアに、視覚障害者の職業を保護するという規範構造があることを明らかにしている。さらに終戦時の医療制度改革によって、マッサージとあん摩師の分離や、理学的療法をめぐる管轄権争いが繰り広げられる政治的鬼門構造が生まれていたことを示している。</p> <p>第6章では理学療法士の資格制度化案が浮上し始めた1950年代から理学療法士及び作業療法士法が成立するまでの政策アジェンダ化と政策決定過程に関わる参加者を整理し、それぞ</p> |                |                |       |

れの政策課題と解決策について記述している。

第7章では、整形外科医や病院マッサージ師といった古くから理学療法士の制度化を要望してきたアクターではなく、変化する疾病構造への対応や、視覚障害者の職業保護について解決策を持つ厚生官僚や盲学校教員などのアクターがアジェンダ・セッティングの主演を演じ、これを促進したりアジェンダ化の決定機を作り出したりした出来事や、縄張り争いなどが浮き彫りにされている。なかでも「評価の業務」の削除は、厚生省が視覚障害者を排除しようとしたために惹起された視覚障害者の政治運動が背景にあることが明らかにされている。最後に第8章では、以上をまとめ、研究結果から得られた示唆と今後の課題を提示している。

論文審査では、主査・副査より、手法、分析の結果、議論に関する質問がなされた。手法については、政策過程分析をするにあたり、十分な資料が得られているのか、当事者に対する聞き取り調査を実施しなかった理由などについての質問があった。また、理学療法士の専門職性が曖昧になった要因が医師の上位性によるものではなく、視覚障害者による政治運動にもあった、という点について、その解釈の妥当性についてのやりとりがなされた。著者は、全ての質問に対し、的確な回答をしていた。

本論文は、次の3点で高く評価できる。

1. 理学療法士の養成のあり方という現代的課題に対し、そもそも専門職性を規定するPTOT法がどのように形成されたのか、という根源的な問いを立て、分析に取り組んだ点。専門職養成のあり方は高等教育研究の中でもカリキュラムの課題として議論されることが一般的であるが、その前提となる資格制度に着目したことでより根源的な問題の構造を明らかにすることが可能となっている。今後、このような資格制度とカリキュラムの関係性を検証することで、専門職養成に対する新たな視座を提供できるであろう。
2. 理学療法士に関しては、そもそも先行研究が乏しく、分析に必要な資料を丹念に集め、丁寧に読み込み整理し、詳細な年表を作成したという点。今後、この年表をもとに、当事者への聞き取り調査などを実施することで、より詳細な分析が可能になると考えられる。
3. イシュー・エリア・アプローチと「政策の窓」モデルを組み合わせることによる、新たなフレームワークの可能性を示唆した点。本研究では、制度や社会的構造を軽視しているとする「政策の窓」モデルを補完するために、イシュー・エリア・アプローチを用いて理学療法の管轄権に関わる政策領域を「政策の窓」モデルによる分析の前に実施した。その結果、より明確に視覚障害者の保護という規範構造に転換する窓が開いた状態を示すことができた。他の政策過程分析においても援用可能であると考えられる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和4年1月25日